

一般名処方加算に関するお知らせ

- 当院では、後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けたとりくみ等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。
- ご理解、ご協力をお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

お薬の代金に関する 大切なお知らせ (令和8年6月1日から)

2026年度(令和8年度)の診療報酬改定に伴う、
お薬代の負担増の仕組みと免除対象について



お薬代の負担が変わる 「2つの新ルール」



先発医薬品(ブランド薬)の
追加負担が「半分」に

以前



令和8年6月より



以前の「差額の4分の1」から、令和8年6月より
「差額の半分(2分の1)」へ引き上げられます。



市販薬に近い成分(77成分)
に新たな負担



薬剤費の
4分の1
追加負担

アレルギー薬や解熱鎮痛薬など、市販薬に近い
成分は「薬剤費の4分の1」が追加負担となります。



当院は「一般名処方」で
スムーズな受け取りをサポート



お薬を成分名で処方するため、薬局で在庫のあるお薬を柔軟かつスムーズに受け取れます。



追加負担が
かからない方・ケース



医師が「医療上の必要性
がある」と認めた場合



体質や症状により、特定の医薬品が必要と
判断された場合は追加負担はありません。



配慮が必要な方・
特別な状況にある方



小児



難病患者



生活保護受給者



入院中の方



薬局に後発品の
在庫がない場合

泌尿器科 泉中央病院